

広報

きたうら

村の人口と世帯

昭和48年2月1日住民基本台帳調

		前月比
世帯数	2,311	増 3
人口	10,757	減 2
男	5,253	増 2
女	5,504	減 4

昭和48年2月25日発行 №151号 ◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎02915-42,49,79



い
た
い
か
な

予防接種

母子健康センターは、予防接種や検診の日がくると、元気な子どもの声でいっぱいとなります。

受付でなきだす子には、若いお母さんもタジタジしてしまいます。村では、この子らに未来ある村づくりをするため、昭和48年度予算案を編成作業をすすめています。

(写真は母子健康センターにて)

今月の紙面

ページ

2 3 昭和四十六年度決算

4 一月の議会

5 10 十二月議会の一般質問(要旨)
11 12 充足する農業振興地域制度

家庭問題と家庭裁判所

家庭裁判所では、「家庭の平和と健全な親族共同生活の維持」のために、夫婦や親子のめんど、家庭の中に起ったいろいろな問題について、その解決に努めています。家庭裁判所であつたかともいふことは、複雑微妙な感情がもたらしているものが多く、またその原因もいろいろで、事情がからみ合っているもので、これを理屈だけで割り切つて解決するのではなく、法律の専門家である家事審判官と民間の人から選ばれた徳望良識のある調停委員とからなる調停委員会によつて処理されることになつております。

その調停委員会の席でも、ただ当事者の言い分だけを聞き、法律や常識にもとづいて説得するだけでなく、調停委員会では、いろいろな学問の力を活用して調査したり、各種の福祉機関の協力を得たりして、めんどごとのほんとうの原因を見きわめ、必要な措置を加えたり、また根本的な問題にまで掘り下げた妥当な解決が得られるように努力しています。

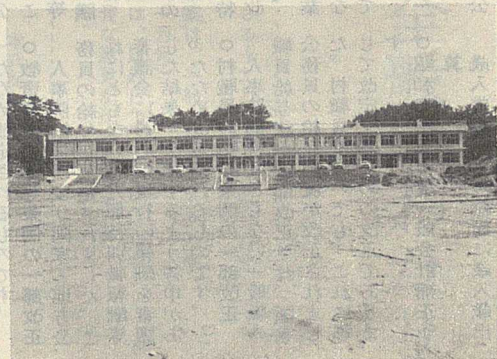
わたくしたちの身分や、未成年者の保護に関する非常に大切なものが、家庭裁判所を利用されるのがよいと思ひます。

産業の振興

これから農産物の流通機構の改善は、必要にせまられています。昭和46年度は、農協へ甘しよ貯蔵施設(キャリング)を着工、完成しました。今後、不安定な要素の多い野菜の流通対策が望まれています。

昭和46年度

事業の成果



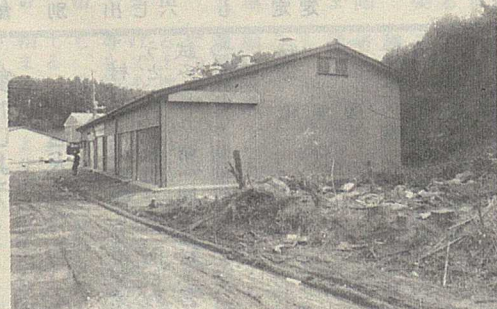
教育施設の充実

小貫小学校防音校舎改築事業は、昭和46年をもって完成しました。北浦村は、自衛隊百里基地関係補助(教育75%)により、今後、新城小学校(すでに着工)要小学校の順で着工の予定であります。



道路の整備

道路舗装9線、改良4線を着工、完成しました。本村は、関東ローム層を中心とした土質で、悪路が多く、村民の要望も強く早急な整備が必要です。

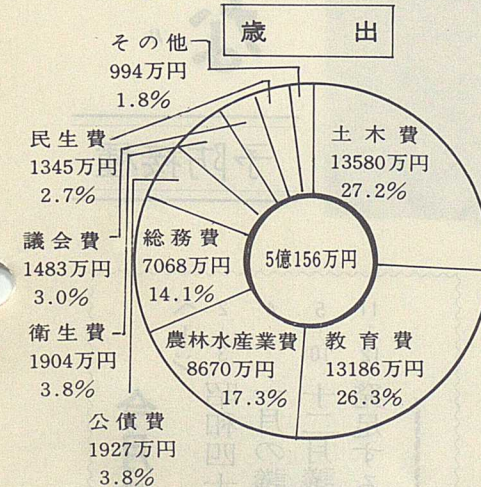
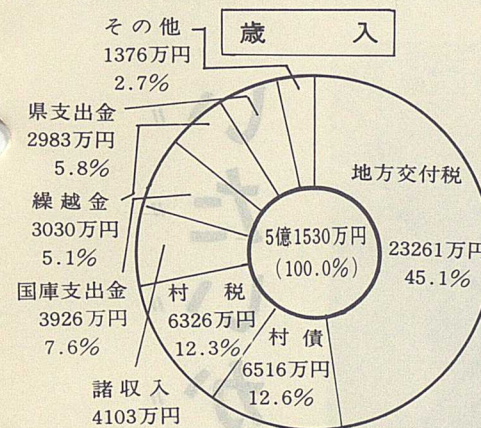


昭和46年度決算

一般会計 5億1530万1796円

特別会計 1億1838万4177円

昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日(昭和四十六年度)までの村の決算ができました。決算については、すでに、一月二十六日に開かれた臨時議会において、一般会計、特別会計とも認定の議決を得ました。決算のおもな内容の特集しました。



土木 道路舗装は九線、十二路改良は中根・内宿・志茂・金くすの四線、橋りょうのかけ替は、神田橋・十三号橋・十ヶ沢橋・栗生橋の四ヶ所です。

農林水産業 農業振興の対策中防除、土壌病害虫防除、野そ除、アメリカシロヒトリ防除等、事業を実施しました。そのほか、甘しよ貯蔵施設(キャリング)を農協次木支所へ農協を事業主体として建設しました。また、蚕作の安定桑園管理の近代化をはかるため、合理化施設を武田養蚕農協へ建設しました。

土地改良事業として、山田線、農免道路の二線を舗装し、第二次農免道路として延長〇・七キロメートルを改良しました。

地籍調査は小幡・戸戸・小貫上の三地区を実施工程に入るともなりました。

教育 昭和四十五年度に引き続き防音校舎改築工事を(二期)を進め、鉄筋コンクリート二階建て七百七十六平方メートルを建設しました。財源は総事業費三千九百七十三万九千円のうち防衛施設庁補助は、二千八百五十万七千円でありました。

小貫小に続いて、新城小においても防音改築工事の実施設計が防衛施設庁補助により実施されました。教育施設の整備拡充は、これらほか校舎内外の整備や公民館の設備充実にも多くの費用が使われました。

昭和四十五年に建設された公民館は、社会教育の場あるいは合合の場として大いに成果をあげました。

その他 連絡広報用として、二バスにつとめました。

交通安全施設として村内各所にカーブミラーを設置し、村内交通安全に努めました。

村振興計画の実施計画(昭和四十七年・四十八年)を策定するとともに、成田地区における田園都市計画を樹立し、地区内の啓蒙普及をしました。

村税の徴収については、九九・八パーセントと納税協力員の協力のもと優秀な収納率でした。

昭和四十六年度は村長、村議会議員選挙をはじめ五回の選挙が執行されました。

麻生町新原へ懸案であつたごみ焼却場を玉造町・麻生町・本村の

広域行政において建設を着手し、ゴミ問題を解消につとめました。昭和四十七年一月から、児童手当の支給を開始しました。

特別会計

歳入額一億一千八百三十八万四千七百七十七円、歳出額九千九百六十五万七千三百三十三円、差引残額千九百三十三万三千六百四十四円となります。

歳入のおもなものは、保険税三千九百四十九万九千三百三十三円(四九・七割)、繰越金千八百八十七万九千三百三十三円(一五・三割)です。

歳入のおもなものは、保険給付費八千三百三十八万四千八百八十七円(八四・二割)、総務費千三百三十四万四千八百八十七円(一〇・四割)です。

診療報酬費としては、三万四千五百五十五件、七千九百四十四万四千八百八十七円が支払われ、前年比十三パーセントの増加となりました。療養費については、五百四十二件、九十一万九千九百九十九円が支払われ前年比三十六パーセント減少しました。

また、各種給付については、つぎのとおりです。

- 〇助産費 百十五件
- 〇葬祭費 七十七件
- 〇育児手当金 千七百九件
- 〇妊産婦医療手当金百二十二件
- 〇老令者医療手当金三百四十五件

そのほか、衛生教育と栄養知識の普及をはかるため、食生活改善推進員による料理の実習、実演などの講習会を開催しました。

(一月の議会)

給与等条例などを可決

村議会は、一月二十六日、村役場会議室に第一回臨時会が招集されました。
村執行部より、村職員給与等条例など給与関係条例の一部改正案件七件、昭和四十六年一般会計 特別会計の決算認定二件が提案され、いずれも慎重審議の結果原案どおり可決、認定されました。
一部改正された条例については、つぎのとおりです。
昭和四十六年度の決算については、二・三ページに特集してあります。

消防団の役員改選

団長に石崎静夫さん



石崎 団長

六百七十三万六千円とします。
歳入の主なものは、地方交付税九百十五万六千円、寄付金三百万円(行戸地区より道路整備のため寄付)です。

歳出の主なものは、村職員の給与改定にともなう給与費、道路舗装工事請負費六百万円などです。
○昭和四十七年度国民健康保険特別会計補正予算
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十一万三千円を追加し歳入歳出それぞれ一億一千一百六十六万六千円とします。
今回の補正は、給与改定にともなうものです。
○昭和四十六年一般会計決算認定
○昭和四十六年特別会計決算認定

○村議会議員の報酬等条例の一部改正
人事院勧告により国家・地方公務員の給与が改定されました。これにともない行方郡特別職報酬等審議会において現行の報酬を審議した結果改正するよう答申があつたため改定されるものです。
○非常勤特別職員の報酬等条例の一部改正
村議会議員の報酬が、行方郡特別職報酬等審議会の答申により改定されました。これとの均衡上、非常勤特別職員(教育委員・農業委員・区長・班長・納税協力員など)についても改定されるものです。
○常勤特別職員の報酬等条例の一部改正
人事院勧告により国家・地方公務員の給与が改定されました。これにともない行方郡特別職報酬等

さる二月一日、消防団は、役員会を開き、一月十六日の出初式をもって退職した額賀保団長の後任等役員の改選をおこないつぎのとおり決定しました。
年、団長六年をつとめられ本村の消防力の強化に尽力なされました。
また、機械化の整備にとまなない消防力が充実されましたので、人員の二割を整理し(五百七十八名から四百六十五名、百十三名の削減)、団員の待遇の改善をはかることになりました。
なお、分団名称を第一分団(津

団 長	石崎 静夫
副 団 長	猪瀬 正男
副 団 長	高橋 武
第一分団 団 長	根本侃之介
第一副分団 団 長	池田 雄悦
第二分団 団 長	東山 恒雄
第二副分団 団 長	石橋 一男
第三分団 団 長	清水 康雄
第三副分団 団 長	伊勢山 一郎
第四分団 団 長	久米勇之助
第四副分団 団 長	村上 政衛

参加しよう
若人のつどいへノ
村内若人の親睦と友情を深めようと、村青年団では、はじめての試みとして第一回北浦村「若人のつどい」を開催します。
ふるってご参加ください。
◎主催
北浦村青年団
◎後援
北浦村
北浦村教育委員会
北浦村農林青年クラブ連絡協議会
行方郡青年団協議会
北浦村職員組合青年婦人部
◎日時
三月十八日(日)
午前十時開始予定
◎場所
北浦村公民館
◎内容
フォークダンス
(大川幸子先生)
歌声ホール
村長との話しあい
フォーク歌手と歌おう
デイスカッション
体験発表
寸劇・踊り
オーディオ・コンサート
作品展示(写真・生花)
◎学生も気軽に
参加してくださいノ

十二月定例会

一般質問
村政全般にわたり
論議集中

村議会第三回定例会は、さる十二月十八日から五日間の会期でひらかれました。
執行部より提出された議案は、一般会計など五件が原案どおり可決しました。(一月号)
第四回定例会の一般質問は、最終日(二十二日)に行なわれ、村政全般にわたり活発な意見がかわされました。
その概要はつぎのとおりです。

老人及びゼロ歳児の医療費無料化について
本沢久夫議員

老人医療費の無料化の年齢引き下げについてありますが、近く七〇歳以上が無料化されます。これを村では六〇歳以上とする考えはないかどうか、おうかがいたします。
村長 老人医療費の無料化については、すでに皆さん新聞等でご承知の通りであります。町村によつては、一部年齢を引き下げて実施するという例も見受けられます。この点についての考え方は、すでに前回の会議で答弁いたしました通りであります。つまり、財源等により合わせるという方針にそつて行なうということが適正であろう、年齢を引き下げる場合には、村自体が全額を負担するということにはなりません。現段階では、財政上無理であると考えています。

道路敷買収後の登記
事務について
額賀利郎議員

村道の新設あるいは改良のため用地を買収していますが、買収後において、場所によっては、未登記があるようにあります。なぜ、このような未登記があるか、おうかがいたします。

額賀利郎議員

成田地区にごみ捨て場が設置され住民に利便を与えて来たが、今月になり使用中止との回覧が回り、住民として非常に困っている状況であります。ごみは、収集袋に入らざるばかりと制限ありません。住民としては、ごみ捨て場へ直接持ちて行きたいとの声が相当強いようでありまして、これについてどのような考えであるのか、おうかがいたします。

ごみ捨て場の中止につ

み処理場については、十二月十五日に中止いたしました。これは火災シブズンに入りまして、ゴミが山積してあります。火災が心配されるというところから、火災シブズンだけは一応中止しようということ、やっているわけであり

土地改良及び農業後継者の育成について
田中孝治議員

まず、土地改良の問題であります。今回農振法の実施に伴いまして、土地改良問題は急務を要する重要施策であるかと思ひます。当北浦村の土地改良の状況をみると、他町村に比較して非常に遅れております。最も残念なことである今日、北浦村といいたしましても、地域に即応した強力な施策を講じなければ、北浦村の産業発展は望めないかと思ひます。是非とも、昭和四十八年度予算にでも積極的な土地改良に対する村の決意を示されるよう、強く要望するものであります。
第一に、村全般的土地改良計画書の作成をお願いしたいと思ひます。第二に、調査費を含む産業予算の一億四千万のせるよう大巾な増額をはかり、これを効果的に運用し、北浦村の発展を期することをお願いいたします。
以上の二点は、村民の切なる声でありまして、村当局におかれましては、昭和四十八年度においてこれが実現できるかどうか、率直なお答えをお願いいたします。
村長 北浦村の現状を考えた場合に、さきほどのご意見の通りでありまして、その必要性は痛感いた

しては、十二月十五日に中止いたしました。これは火災シブズンに入りまして、ゴミが山積してあります。火災が心配されるというところから、火災シブズンだけは一応中止しようということ、やっているわけであり

しているものであります。だからといって、どういう構想をもつてあるか、これについては私なりに考えます。やはり構造改善が一つであり、それにははるばる費用がかかるものであります。それを実行するためには、関係地主の方々がそれをよく理解して協力していただくことが不可能であるという観点から、まず今の北浦の堤防工事とらば、まず今の北浦の東部の地域一帯における農地の構造改善を実施してはどうか、もう一つは武田川流域及び山田川流域に於いて改良を加える、大きくわけて三つの地域に分けて考えているわけでありまして、先ほど申し上げましたように、やはり関係地主の方々の理解を深めていただくことが、これを進める上に非常に困難性があると思ひます。こういう観点から、ご意見のような大巾な予算措置はできないにいたしましても、まず調査設計に要する費用、あるいは視察をする費用、それに一般に周知させるための協議会の費用、PR用の印刷費等を考へているものであります。思ひます。通りの予算措置はできないにいたしても、精一杯努力しようと考えておりますので、よろしくご了承をお願いいたします。
産業課長 土地改良計画書の作成につきましましては、現在農振法による土地の色分けを実施しているわけでありまして、これが現地確認等を行ないまして、現況図を作成し、農振地域の利用整備計画をたてるわけでありまして、それらと相まって、よりよい事業が計画できるような考えでまいりたいと思ひます。

店由孝治議員
次に農業後継者の問題でありま
すが、経済の急速な高度成長に伴
いまして、現下においては、自立
経営農家の育成こそ急務ではな
らうかと、常日頃考えているもの
であります。農業後継者を重点的
に村が補助育成を行なうことこそ
今後の北浦村発展につながる一
行政でありまして、特に次の二点
の実現を期していただきたいと念
願するものであります。

まず第一に、時代にマッチした
経営資金借入れに対する利子の
補助、これを昭和四十八年度から
実現していただきたいと思いま
す。これは、隣接町村においても
実施済みであります。

第二に、産業関係の各種組合に
対しての補助の整理というこ
でありますが、現在の補助制度は、
旧態依然とした補助の体系であり
まして、現時点にマッチしない面
があると考えますので、これを再
検討し、時代にマッチした効果的
な補助制度を確立していただき
たいと考えております。

以上二点につき、おうかがい
いたします。

村長 後継者育成の問題につきま
しては、いろいろ考えているわけ
であります。その中で今後益々
活動していただかなければなら
ないと考えるのは、4日クラブで
ありまして、この活動を育成して
きたいと考えておりますので、ご
質問にありました事業に対する資
金の利子補助については、よく研
究いたしまして、なるべくその意
にそうよう、努力してまいりたい
と思えます。

つきましては、やはり時代の流れ
にそうよう研究いたしまして、補
助が有効に村発展のため生かされ
るよう、考えてまいりたいと思
います。

また、4日クラブの研修も必要
になってまいりますので、その方
面にも多少なりとも補助をしてま
いりたいと考えております。

要小学校の敷地整備
について
根崎和一議員
要小学校の防音改築に伴う敷地
整備につきましては、昭和四十八
年度に実施設計補助がつくよう聞
いていますが、その見通しにつ
いてはいかがでしょうか。

なお、これに関連する敷地の整
備はどうするか、現在予定地に古
い校舎が建っているが、現在の取
り払いにより学校の授業に支障を
きたすことがないかどうか、お
うかがいたします。

村長 要小学校の実施設計補助に
ついては、昭和四十八年度中につ
くものと見えます。その見通しは
七月頃には、はっきりすると思
いますので、その時点において補正
予算により敷地の整備を行ないま
す。むろん旧校舎は取りこわさな
ければなりません。学校当局と
十分打合せを行ないまして、授業
には支障ないようやって行きたい
と思えます。

たばこ耕作に対する
補助について
根崎和一議員
次に、たばこ耕作者に対する補
助につきましては、現在の補助
補助金は、十数年前から一〇ア
ルあたり一〇〇円ということであ
りますが、現在の耕作法は、肥料

の施肥設計や防除等、あらゆる面
において、以前と変わっておりま
す。以前より多額の投資をしてお
り、また、その売上げについても
相当の伸びを示しており、こうし
た観点から、昭和四十八年度にお
いては、補助金の増額をお願いし
たいと思えますが、これについて
の考え方をあたすまいと思いま
す。

村長 二説のように、近年葉たば
この売上げが増加し、非常に喜
びおるわけでありまして、その間
におきまして、耕作者のご努力に
おきましては、心から敬意を表す
ものであります。ただ、葉たばこ
耕作の現況をみますと、現時点で
は、今後村が奨励し、普及しな
ければならないという特殊作物で
はないように思えます。それによ
りまして、いろいろな防除の問
題、機械器具の整備等の問題もあ
りまして、今までの助成の額は
足りないだろうということであり
ますが、さきほど申し上げまし
たように、特別にこの際生産を増
やして収入を多くさせるというこ
とはなっておりまして、すでに専
業的になつておられますので、村
の方でも後向きにしているわけで
ありませんが、予算の都合もあり
ますので、よく検討いたしまして
善処してまいりたいと思えます。

荷下橋の改修について
額賀 実議員
中根の荷下橋の改修についてで
あります。これにつきましても、
繁昌・山田間の県道の舗装が改良
されるという話も聞きまして、こ
の橋を迂回路として利用すること
であります。したがって、早く
この橋を改修しなければ、支障

をきたすのではないかと考えるわ
けであります。この改修につ
いての見通しをおうかがいたしま
す。

建設課長 荷下橋につきましては、
本年度架け替える予定でありまし
て、一月早々に設計に入り、年度
内完成を目標に作業を進めており
ます。県道の舗装の改修も年度内
に実施されるということにもなり
ますので、そのかね合いも考慮し
なければならぬと考えています。

老人センターの増築
について
額賀 実議員
次に老人福祉センターの増築に
ついてありますが、たまたま私
の家の結婚披露宴を当施設で実施
したわけでありまして、約一五〇
人の招待をいただきました。その
ところが、会場が非常に狭く不便
であるばかりでなく、記念写真を
写す場合光線の関係でよく写ら
ないということでもあります。以上
の状況でありますので、老人福
祉センター増築の見通し等につ
いておうかがいたします。

村長 老人福祉センターについて
は、結婚披露宴というのを主眼に
建てたわけではございません。た
しかに宴会とか、会議等の場合に
非常に狭くなってきているので、
りあえず現在の調理室の上に増築
をしようということになっていま
す。

幼稚園の設置計画に
ついて
千ヶ崎肇議員
幼稚園は二年保育ですと、昭和
五十年から該当児が多くなつ
てきつた現状であります。二年
保育をいれまして、それに関連
しまして、二・三教室が必要にな
ってくるのは必然であります。こ
うしたことからは、いままの
幼稚園に併置するということが
得々なくなってくるのではな
うかと考えるものであります。こ
れに対する考え方をあたすまい
いたします。

村長 幼稚園の設置につきま
しては、いろいろ問題が多いと思
われます。幼稚園が義務化すれば、
いともやういことではあります
が、いままの幼稚園に併置して
まの幼稚園に併置してある
ものならば、だんだん改善して
ゆけばよいわけですが、現在は三
幼稚園に委託いたしまして、昭和
五十年までやるということにな
っておりますので、なおむずか
しいわけでありまして、

さきに、初めて小貴幼稚園を設
けようというところで、おおかたの
ご理解を得たものであります。し
て、なかなか全部の学校に一度に
設置するということではござん
ので、だんだんにこれを拡充して
行くという方向に進み、まず昭和
四十八年度は小貴の幼稚園を設
置いたしまして、また新小貴小
学についても完成した状態をみて、
これに併置する、また要小につ
いては、防音工事が終わった時点
において併置しよう、むろん、こ
れは二年保育ということになると、
わずかの園児に対し、ばう大な予
算が必要になってくるので、基
本的には一年保育ということであ

てみたいと思えます。

山田川の河川防災工事
について
千ヶ崎肇議員
山田川の河川防災工事計画につ
いてであります。上流について
は着々と完成しつつあります。と
ころが、下流の小幡の一部と高岡
地区からせび河川工事を実施し
てほしいとの要望が出ています。こ
の点村として進めていただきたい
と考えるものであります。

また、橋りようについても、寄
井橋・すすき橋・堂谷に入る橋、
また水門等ありますが、橋高が
低くまた幅もせまいので、このた
めに地域に被害をもたらしている
現状であります。これらの点につ
いて、どのような考えをもつてお
られるか、おたずねいたします。

建設課長 この点につきましては、
災害発生時に現地調査いたしま
して、用地関係者のご協力をいた
だきながら、工事を進めている状
況であります。河川工事について
おたずねの箇所につきましては、
方へ要望してある状況であります。
橋りようにつきましては、今後研
究してまいりたいと思えます。

三和小前の道路改良
について
出久根静議員
村道三和・成田線の三和小学校
前の約一五〇坪が未だ拡張され
ておりません。地元住民から、早
期に工事を実施してほしいという
要望があります。この点について
は、これまで受益者の反対のため
できなかったという話も聞いてい
ますが、その後用地については解
決したと聞いております。この道
路につき、なぜ着工できないのか、

そのへんの事情をご説明願いま
す。助役 この点につきましては、
当初改良の際、用地の反対により
途中で中止せざるを得なかったの
で、その地点まで舗装したわけで
あります。その後用地問題も解決
したので舗装してほしいという要
望もあるわけでありまして、非常
に短い区間であり、その間だけ
負い出すわけにも行きませんの
で、他の事業と関連させて事業を
実施したいと思えます。

なお、設計にあたっては、測量
の段階で、職員が非常に気まず
い思いをした関係上、測量にもな
かなか着手できない状況であり
ますので、今後そのようなことな
いよう、特段のご協力をお願いす
次第であります。

学校の火災避難対策
について
出久根静議員
これからの学校建築は、二階三
階と高層化されると思いますが、
こうした場合、これに対する火災
等の避難対策がまだとられてい
ないように思えます。この点につ
いて、村当局の考え方を聞かせ
願います。

教委事務局 現在、学校の避難
施設は、要小学校のみに避難階
が設置されている状況であります。
他の学校については、避難訓練だ
けしか考えていないわけですが、
今後の建築については、そうい
った避難施設が義務化されるこ
とも考えられますので、それら
と合わせまして、既存の建物につ
いても、考えて行かなければなら
ないと思えます。

議場の改築について
横田修平議員

現在の役場庁舎は、先輩議員の
方々の努力によって、昭和三十
一年完成したものであります。現
在においては、非常に狭いとな
つております。これは、行政の複
雑化、多様化による当然の帰結で
あると考えなければなりません。地
方自治法の基本理念である「最
少の経費で最大の効果をあげる」
という点からしても、すでに現役
場では限界にきているのではない
かと判断するものであります。

私はこの際、抜本的に新たな時
代の推移を達成し、大英断をも
つて新役場の建設にふみ切る時
期にやります。私がなせこのよう
な主張をするかと申しますと、地
方公務員法第四十二条に職員
の健康、その他厚生に関する設備
を確保する義務づけられており
ます。また職員が立派に立つて
こゝろ、もとより快適な環境の中
で生き生きと希望をもつて働か
れたいという欲求は十分あるわけ
であります。その他これらの内部
事情を一つ一つ例をあげれば、数
限りなくあるわけですが、これら
はさておくとして、本会
議中にも、これまでもジェ
ット機が飛ぶとか、あるいはヘ
リコプターが飛ぶとか、また議
場の前に自動車が停まるとき
などはエンジン音で、議場の話
が聞えない状況であります。ま
た、非常に我々ならぬ問題は、
一方の都合により、議会の所
管している室や部屋が、逐次圧
縮されて変換しているという事
実であります。行政財産である
議場が、本来の用途目的を妨
げ目的外使用がなされているこ
うな状況であります。

ます。議会から不平をいわれ、職
員からは不満が多い、また住民
からも決してほめられない現状
に陥つて、村長のみによって住
みよい明るい郷土建設がなされ
るものではなく、執行部・議会・
職員及び全住民の理解と協力があ
らなければ、この理想が実現され
るものではないかと、と信する
ものであります。

このような観点に立つて、神聖
な品位を保つような議場をすみ
やかに改築するなり新築する
希望するものであります。当
局のお考えを、おうかがいた
します。

村長 現役場におきましては、ま
さにその通りでありまして、職
員の方からも事務室が狭いし
厚生施設もつくつてほしいとい
う要望があります。しかし、考
えてみますと、いかに立派な
建物に建てても、人間そのもの
の価値があるものでありまして
財政的に考えましても、どう
も踏み切れないわけでありま
す。何とかして防衛庁の補助
でもつけばいいわけですが、
教育問題についても要望と必
要性から考えれば、これを重点
的に考えて行くべきが至当では
ないかと思つております。

道路方面は、あと二年ほどで
大規模の改築が、また産業方面
に少し思い切つて手を付けな
ければならぬという時代がま
いにやります。これら、すべて
の事を勘案したときに、まだし
ばらく我慢すべきではなから
うかという考え方であります。

横田修平議員
ただいまの答弁では、非常に財
政難だ、それに道路行政がまだ
終わっていない、また教育方面
にもやるべきことが多い、役場
及び議場の限りに来ていること
はわかるが、当面は建設の予定
がないというところであると思
います。私、前回も申し上げ
ましたように、議長交際費も
その一例でありまして、執行
権と議決権と制限列挙にもと
づいて自治法のあり方がどこに
あるのか、と反問したいところ
であります。

私は、村当局固有の権限は犯
す考えは毛頭ありません。しか
し当局は、いつも議会の立場を
尊重すると言われておりますが、
極端なことをいいますと、議
場を、全く尊重されてないとい
えども思えます。村執行部ある
いは議会に、いかに管理権があ
るのか、疑問がある現在の議会
のあり方です。これは、地方自
治法の上ではあるけれども、わ
が北浦村においては存在しない
と思つております。議会の開
き、当局の許可を得て臨時に
用立てられている現状を判断し
て、明らにいたしたいと思いま
す。

またその意味で、議場は公開
の原則が法定化されております。
議会事務局の非常な熱意と努
力によって広報がつけられてい
ることは頭の下がる思いがいた
します。しかし、百聞は一見に
しかずであり、そのための傍聴
人取締り規制により、傍聴人
の定員は二十人とされ、傍聴
を住民に呼びかけることので

きなき何が原因しているか、これはまさに議場が整備されていないことに起因しているという判断をざるを得ないものであります。例えば、議会傍聴人取締り規則で、第二条に傍聴席は一般席及び報道関係者席に分けると記され、また第四条には傍聴人の定数は二十人と規定され、第六条には傍聴人は議場に入るべきでないという規定が記されています。現状では、議場と傍聴席の区分がないため、第二条は無視され、第四条の傍聴定員二十名の傍聴席を常時用意することは不可能であると思います。また、第六条では、議場と傍聴席の区分がないため、正確には傍聴することが不可能であると思います。このように、明らかな住みよい住民の意志を尊重した住民優先の精神とは全く相反するもので、住民不在の政治であるといつても過言ではないと思います。また、当局は、口を開けば財政難を訴えておられますが、これは我が村ばかりでなく、この自治体も同じであり、この苦しい中に、衆知をあつめて乗り越えることこそ、長の長たる手腕が期待され、また腕の見せどころではないかと思えます。道路行政ばかりが行政ではなく、声なき声を正確に聞き、英断をもつて実行され、バランスのとれた行政を進めることが、当局の責任であり住民の付託にこたえるゆえんではないかと考えるものであります。

す。とはいえ、一気に完成せよというものではありません。現実について行けない議場についての早急な最低限度の設備をすべきであると主張するものであります。さらに、暫定的にその措置がでるまでの間に、明確に、神聖な議場と品位の保持のためにも、自治法その他の規定に抵触しない議場をまとめ上げるべきであると考えるものであります。当局の考えをお聞かせ願います。

村長 ご期待にそうよう、着々と努力を進めますので、よろしくお願ひいたします。

土地改良事業の推進について

斎藤司乃夫議員

当村の三ヶ年振興計画といいたし、ましては、土地改良事業による生産事業、農業構造改善をはかる、という計画が示されておられ、土地改良につきましても、これからの我々の生命であるということもいわれるものであります。

農民は、土地の改善がなされなければ、それは商人が金がないというのと同じで、やりやうがないというように考えております。現在、土地改良問題について、基盤整備として調査段階にあるのは一般財源から一九〇万円の三和地区の整備事業だけであるようであり、武田川、山田川はいずれも同じようであり、いずれも来年度に調査費を組んでいただき

まして、大巾な事業として推進するよう考慮していただきたいと思ひます。またこの土地改良事業と合わせまして河川改修も合わせ強力に進めていただきたいと思ひます。

村長 この件につきましては、さきがたのご質問にもお答えした通りであります。武田川流域についてはやはり土地改良をやるのが望ましいと考えておりますので、十分調査いたさせ、ご期待にそうよう進めたいと思ひます。

武田川は、一級河川になっておりますので、建設省側といたしましては、川巾を広げてやるならば工事は実施する、というようなことになると思ひますけれども、川巾を広げるとその地域の人のだけの負担が重くなつて、しかも場所によっては、一番の収量の多い田がなくなつてしまつていふことで、いづれにいたしましても、関係地主が納得いたしませんければ、この問題の解決はできないわけでありまして、建設省の河川改修というよりは、土地改良によつて実施することがよいと思ひます。この線にそつて、ご期待にそうよう努力してまいりたいと思ひます。

斎藤司乃夫議員

最近、霞ヶ浦周辺土地測量に伴う土地改良法に基づく土地立入りについての回覧が回りましたが、これは河川の整備あるいは築堤工事に関連しているのか、うかがいます。

産業課長 昭和四十七年十一月一日から、昭和四十八年一月三十一日まで、立入調査を行なう旨の回覧が回つております。これは、武田川、山田川、いびに北浦湖岸

一帯の水田についての平板測量を行なうということをお願いしております。これは、北浦村の土地改良事業を将来推進することを前提とした調査であるというように、聞いております。

文化財の保護について

斎藤司乃夫議員

最近、国の内外にわたり古代の文化財が掘り出され、また本村においても古代の住居跡が見つかり話題となつております。村として、文化財保護委員会があり活動しておりますが、現在各小学校等に分散されている出土品を、公民館にでもまとめて展示するよう考えてはどうかと考えるものであります。この点についておうかがいたします。

教委事務局 農協予定地の出土品については、四五日前に届きました。現在公民館に保管してあります。これらの出土品については、とりあえず公民館の一室をこれにあてて行きたいと思ひます。

斎藤司乃夫議員

この問題につきましては、ぜひともそういった方向で実現されるようお願いいたします。

次に文化財保護委員会についてありますが、その予算が二十八万円程度では、資料の交換とかいろいろな面で十分な活動ができないので増額してほしいという要望がありますので、この点についておうかがいたします。

教委事務局 文化財保護委員会の経費につきましては、冊子の印刷を含めまして、委員会の予算とは別に補助として五万円を交付しております。保護委員会につ

きまして、三回ほどの会議として費用弁償を予算化してございまして、昭和四十八年度につきましては、事業内容等検討いたしまして、予算化したいと思ひます。

新小のさく泉工事について

伊勢山一郎議員

新小のさく泉工事の契約についてであります。この件について、今三十二万五千円の追加予算が組まれましたが、これは契約の時点で深さのメートルで契約したのか、それとも水量で契約したのか、聞くところによると、契約の時点で水量が明記されなかったため、掘足した分の工事費を払わなければならなかった、というようにも聞いていますが、この点について明確な答弁をお願いいたします。

村長 おおの通り深さで契約したのであり、契約のメートルのところでもある程度水量はあったのでありますが、将来のプールの建設などのことを考えますと、もつと水量を多く要求されるであろうから一〇〇リットルを使うとすると附近の家庭の井戸と同じ水脈の水を使うということ、一般家庭に迷惑をかけてはいけないという二つの観点から、もつと水量が多い方が望ましいという考えから、この際多少費用がかつてももつと掘り足すべきであるという判断のもとに、さらに掘り足したわけとさせ、その結果が一六〇リットルということになったわけでありまして、現在、試験の結果、水質水量も十分であるということであり、こつとした事情により、当初より

余分の費用をかけたことについて会社でも半分を持つ、村でも半分を持つということ、今回の補正をお願いしたものです。

伊勢山一郎議員

私が聞きたかったのは、契約の時点において、水量を明記して契約するのがたてまえではなかったかということであり、三十二万五千円を余分に使つたという点ではありませんで、今後このようなことのないよう、希望するものであります。

は、予算の関係かと思ひますが、橋の中央部と同じ幅員に拡張するよう、地元各町村と協力し、県の方へ要望してほしいと考えるものであります。この拡張と、幅員の撤去について、村当局のお考えをお聞かせ願ひます。

村長 ご意見の通りでありまして、この問題につきましては、過日、県の方へ陳情してあります。せつかく待望の橋ができました、交通の規制をされるということは、重大なことでありまして、九月に大洋村長と共に県の土木部長のところに陳情をしております。今後、皆さんのご期待にそうよう努力いたす覚悟であります。

というふうな協議保証がとりつけられていて、したがって関知する必要がないから当然報告事項から外してもよいと考えているのかどうか、さらにこの雨もり改修が、施設をもたない業者間のなれ合いの行となつて、手違いがあったか、説明しておりますが、不明朗な新築小学校防音校舎改築の当初の入札解除の原因となつたとする疑問がございまして、

修の報告については、議会に対する報告事項としては考えなくてもよいと、そういうふうにお考えになつておられるかどうか、おうかがいたします。

村長 私の説明が足りなかつたかも知れませんが、雨もり改修のことについては契約の時点でそうした協議が交わされたかどうかは調べておりませんが、おそらく業者と契約者の間にはそういった点については、紳士的な考え方で進んだものと考えられます。

新小防音工事入札について

内田泰山議員

次に、新小防音工事の入札の当初入札が解除になった時点で、私は協議会の席上で防衛庁からの指示文書を公開し今後の事業を晴天白日の下に推進していただきたいという要請をしたわけでありまして、その時村長さんは、その文書の公開によつて逆に住民に混乱をきたすから公開はしない、ということでありました。しかし、現在の時点で、すでに上棟式が行なわれるなどして関係住民がその成果に喜んでいて、あつた防衛庁指示文書を公開することによつて混乱がつくられるといったそういうことはないのでないかと思ひます。一層この事業を晴天白日の下に進める意味からも、入札解除期における防衛庁指示文書の内容を公表してもさしつかえないのではないかと考えますが、その点村長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

鹿行大橋の拡張について

内田直義議員

鹿行大橋の拡張についてであり、鹿行大橋ができましたことは、まことに喜しい限りであります。その橋も完成後何年もたないうちに幅員を打ち、交通の規制を受けているところであり、まことにいかにとすると、交通の規制をせつかく立派な橋ができました。この規制のため、小型車しか通行できないことは、我々住民の総意に反するものと考えられるものであります。

は、予算の関係かと思ひますが、橋の中央部と同じ幅員に拡張するよう、地元各町村と協力し、県の方へ要望してほしいと考えるものであります。この拡張と、幅員の撤去について、村当局のお考えをお聞かせ願ひます。

村長 ご意見の通りでありまして、この問題につきましては、過日、県の方へ陳情してあります。せつかく待望の橋ができました、交通の規制をされるということは、重大なことでありまして、九月に大洋村長と共に県の土木部長のところに陳情をしております。今後、皆さんのご期待にそうよう努力いたす覚悟であります。

というふうな協議保証がとりつけられていて、したがって関知する必要がないから当然報告事項から外してもよいと考えているのかどうか、さらにこの雨もり改修が、施設をもたない業者間のなれ合いの行となつて、手違いがあったか、説明しておりますが、不明朗な新築小学校防音校舎改築の当初の入札解除の原因となつたとする疑問がございまして、

修の報告については、議会に対する報告事項としては考えなくてもよいと、そういうふうにお考えになつておられるかどうか、おうかがいたします。

村長 私の説明が足りなかつたかも知れませんが、雨もり改修のことについては契約の時点でそうした協議が交わされたかどうかは調べておりませんが、おそらく業者と契約者の間にはそういった点については、紳士的な考え方で進んだものと考えられます。

新小防音工事入札について

内田泰山議員

次に、新小防音工事の入札の当初入札が解除になった時点で、私は協議会の席上で防衛庁からの指示文書を公開し今後の事業を晴天白日の下に推進していただきたいという要請をしたわけでありまして、その時村長さんは、その文書の公開によつて逆に住民に混乱をきたすから公開はしない、ということでありました。しかし、現在の時点で、すでに上棟式が行なわれるなどして関係住民がその成果に喜んでいて、あつた防衛庁指示文書を公開することによつて混乱がつくられるといったそういうことはないのでないかと思ひます。一層この事業を晴天白日の下に進める意味からも、入札解除期における防衛庁指示文書の内容を公表してもさしつかえないのではないかと考えますが、その点村長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

現在、大型タンクも積載量以内のものまたバス等の交通は当然可能であると思ひますが、橋の入口を幅で規制するのは、県道として逆に違反であると考えられるものであります。タンクが積載量をオーバーして通行するのは、公安委員又は警察官が取り締まるべきであつて、車を幅で規制するのは、一般庶民の交通を妨げるものであり、即座に撤去するよう、要望するものであります。それと同時にこの橋

は、予算の関係かと思ひますが、橋の中央部と同じ幅員に拡張するよう、地元各町村と協力し、県の方へ要望してほしいと考えるものであります。この拡張と、幅員の撤去について、村当局のお考えをお聞かせ願ひます。

村長 ご意見の通りでありまして、この問題につきましては、過日、県の方へ陳情してあります。せつかく待望の橋ができました、交通の規制をされるということは、重大なことでありまして、九月に大洋村長と共に県の土木部長のところに陳情をしております。今後、皆さんのご期待にそうよう努力いたす覚悟であります。

というふうな協議保証がとりつけられていて、したがって関知する必要がないから当然報告事項から外してもよいと考えているのかどうか、さらにこの雨もり改修が、施設をもたない業者間のなれ合いの行となつて、手違いがあったか、説明しておりますが、不明朗な新築小学校防音校舎改築の当初の入札解除の原因となつたとする疑問がございまして、

修の報告については、議会に対する報告事項としては考えなくてもよいと、そういうふうにお考えになつておられるかどうか、おうかがいたします。

村長 私の説明が足りなかつたかも知れませんが、雨もり改修のことについては契約の時点でそうした協議が交わされたかどうかは調べておりませんが、おそらく業者と契約者の間にはそういった点については、紳士的な考え方で進んだものと考えられます。

新小防音工事入札について

内田泰山議員

次に、新小防音工事の入札の当初入札が解除になった時点で、私は協議会の席上で防衛庁からの指示文書を公開し今後の事業を晴天白日の下に推進していただきたいという要請をしたわけでありまして、その時村長さんは、その文書の公開によつて逆に住民に混乱をきたすから公開はしない、ということでありました。しかし、現在の時点で、すでに上棟式が行なわれるなどして関係住民がその成果に喜んでいて、あつた防衛庁指示文書を公開することによつて混乱がつくられるといったそういうことはないのでないかと思ひます。一層この事業を晴天白日の下に進める意味からも、入札解除期における防衛庁指示文書の内容を公表してもさしつかえないのではないかと考えますが、その点村長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

現在、大型タンクも積載量以内のものまたバス等の交通は当然可能であると思ひますが、橋の入口を幅で規制するのは、県道として逆に違反であると考えられるものであります。タンクが積載量をオーバーして通行するのは、公安委員又は警察官が取り締まるべきであつて、車を幅で規制するのは、一般庶民の交通を妨げるものであり、即座に撤去するよう、要望するものであります。それと同時にこの橋

は、予算の関係かと思ひますが、橋の中央部と同じ幅員に拡張するよう、地元各町村と協力し、県の方へ要望してほしいと考えるものであります。この拡張と、幅員の撤去について、村当局のお考えをお聞かせ願ひます。

村長 ご意見の通りでありまして、この問題につきましては、過日、県の方へ陳情してあります。せつかく待望の橋ができました、交通の規制をされるということは、重大なことでありまして、九月に大洋村長と共に県の土木部長のところに陳情をしております。今後、皆さんのご期待にそうよう努力いたす覚悟であります。

というふうな協議保証がとりつけられていて、したがって関知する必要がないから当然報告事項から外してもよいと考えているのかどうか、さらにこの雨もり改修が、施設をもたない業者間のなれ合いの行となつて、手違いがあったか、説明しておりますが、不明朗な新築小学校防音校舎改築の当初の入札解除の原因となつたとする疑問がございまして、

修の報告については、議会に対する報告事項としては考えなくてもよいと、そういうふうにお考えになつておられるかどうか、おうかがいたします。

村長 私の説明が足りなかつたかも知れませんが、雨もり改修のことについては契約の時点でそうした協議が交わされたかどうかは調べておりませんが、おそらく業者と契約者の間にはそういった点については、紳士的な考え方で進んだものと考えられます。

新小防音工事入札について

内田泰山議員

次に、新小防音工事の入札の当初入札が解除になった時点で、私は協議会の席上で防衛庁からの指示文書を公開し今後の事業を晴天白日の下に推進していただきたいという要請をしたわけでありまして、その時村長さんは、その文書の公開によつて逆に住民に混乱をきたすから公開はしない、ということでありました。しかし、現在の時点で、すでに上棟式が行なわれるなどして関係住民がその成果に喜んでいて、あつた防衛庁指示文書を公開することによつて混乱がつくられるといったそういうことはないのでないかと思ひます。一層この事業を晴天白日の下に進める意味からも、入札解除期における防衛庁指示文書の内容を公表してもさしつかえないのではないかと考えますが、その点村長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

がないと解してよいですか。
村長 その通りであります。
内田泰山議員
ふに落ちない点は、この解除問題の根源となつてゐる業者指名であります。特定業者と村の中で取り引きがあつたかどうかという点で、さきほどの取り引きはなかつたと答弁がありましたので、その点で新城小学校の防音改築が非常に不明朗な状態のまま処理されてゐるという問題が出されてゐますので、それに関連して特定議員が贈賄を受けてゐる世論がくすぶつてゐるというところは、ただ単に事実無根ということでは、どうも思ひます。その点で、防衛庁指示文書はないというふうになつてゐるわけでありまして、ないならば当然、当初要請した段階でそれを公表してさしつかえないと考えるわけですが、その点についてうかがいます。

村長 さきほど申し上げましたように、指示は公文書では、一切ありません。係員との話し合いのうち、こつやるのが正しいのだという村長の判断のうえに立つてやつたわけでありまして、その間に、何ら懸念を抱かれるような点はあります。

村議員の待遇改善について
内田泰山議員
次に、村議員の待遇改善についてうかがいます。
さきの協議会の席上、母子健康センター職員勤務状況について二十四時間勤務であり休日もないという事実を指摘したのであります。純労働職については、三等級に分類されてゐる。

内田泰山議員
単純労働職員の給与は、就業規則により支払われてゐるようでありまして、二等級から一等級へのわたりが完全に保証されてゐないために、例えば小学校の用務員の中には十数年の勤務にもかかわらず三等級どまりであるという事実がありまして、これを正しき号俸制に改める考えはないかどうか、うかがいます。

総務課長 給与関係につきましては、地方公務員法に則つて格付けをしてゐる状況であります。このことについては、さらに自治省指導の準則になつて運用してゐます。法律の趣旨から行きますと、民間との格差、他の地方公共団体との格差もございまして、その格差も正しき号俸制に改める考えはないかどうか、うかがいます。

村の規則等によりまして、職務の標準的なものを規定してありますので、その中で昇級昇格を行なつてゐるのが実状であります。単純労働職については、三等級に分類されてゐる。

内田泰山議員
単純労働職員の給与は、就業規則により支払われてゐるようでありまして、二等級から一等級へのわたりが完全に保証されてゐないために、例えば小学校の用務員の中には十数年の勤務にもかかわらず三等級どまりであるという事実がありまして、これを正しき号俸制に改める考えはないかどうか、うかがいます。

発足する

農業振興地域制度

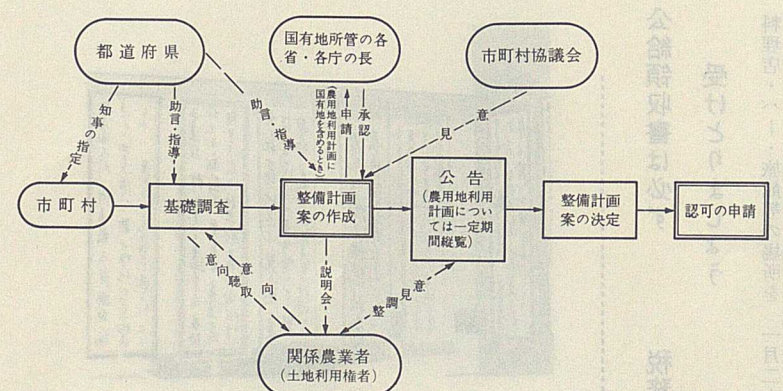
農業振興地域制度は、昭和四十四年度より発足し、農業の振興をはかる地域に国の補助や融資事業を集中しようとするもので、その線引きが、全国の区・市・町・村において実施されてゐます。
農振法は、農村の都市計画法ともいわれ、農用地の線引き、生産基盤の整備開発計画などこまかい点は部落座談会が実施されます。
そのあらましを見てみよう。

なぜこの制度は必要か

わが国の経済は、世界でも例がないといわれるほどの高度成長を続けております。このため、工業、開発および交通網の整備がすすみ、優良な農地が虫食ひ的につぶされております。
これに対応するには、その地域を中心に、農業振興をはかる諸施策を強力に推進し、都市化の波にも十分に抵抗し得る魅力ある農業地域を作りあげる新しい対策が必要で、とくに、土地利用との調整をはかり、今後とも農業の振興をはかる地域をはっきりさせる農業振興地域制度がぜひとも必要です。

指定をうけると
どんな利点があるか

この制度は、今後農業の振興を図るべき地域を明確にします。この地域を保全育成するために農業の公共投資を計画的、重点的に実施することがねらいです。
指定をうけると、土地改良や近代化施設の整備など、その実施の効果が長期にわたる事業が実施される。
また、実施の効果が短期的なものや、農業資金の融資についても



農 振 法

農業振興地域で優先的に実施される。さらに税金のうえでも優遇措置。

振興地域になるか

- とられます。
- どういう所が農業
- 農業振興地域に指定されるには次の三つの要件をすべて備えていなければならない。
- (1) その地域内に、今後おおむね十年以上にわたつて、農業のために利用することが望ましい集

整備計画はどのような手順でたてられるか

- 整備計画作成の準備
- 農業振興地域の指定を受けると、村は、その地域の土地利用、人口、産業の動向とか、農業生産、農業経営などの現況を調査します。また、整備計画に関係農業者の意向を十分に反映させるためアンケート調査などを行ないます。
- 整備計画の作成
- 以上の準備が完了すると、村は知事が定めた基本方針や村の全体の振興計画との調整を行ない、整備計画原案を作成します。
- 関係者の意見等
- 作成された整備計画原案について、部落の総会や寄合などを通じて説明し、意見を聞きます。同時に農業団体や土地改良区の長あるいは部落代表など構成される協議会の意見を聞き定めます。この場合、整備計画案が定められ、農用地区域内の農地の農地転用の許可が、この計画に基づいて、あらかじめ案の段階で一定期間縦覧公告して、農地の所有者やその土地についての権利者の意見調整をおこなはなければなりません。
- 認可の申請
- 以上が終了しましたら、整備計画書に必要な書類を添付し、知事に対して認可の申請をおこないます。



年金制度は
通算されます

わが国には、現在八種類の年金制度があり、その人の職業により加入する制度が異なつてゐます。すなわち、会社や工場に勤める人は、厚生年金保険に、船舶や漁船の乗組員は船員保険に、農業や自営業を営む人は国民年金に、官公庁に勤める公務員や公共団体の職員は各種共済組合に加入することになってゐる。すべての国民が、いずれかの年金制度に加入する国民皆年金の体制がしかれてゐます。それらの年金制度では、いずれも老後の所得保障を目的とした老齢年金または退職年金が年金給付の中心となつてゐますが、老齢(退職)年金を受けるために、二十年もしくは二十五年という長期間その制度に加入していることが

条件となつてゐます。したがって、ひとつの年金制度で老齢(退職)年金を受けるために必要な加入期間を満たす前に転職などにより他の年金加入者となつた人は、いずれの年金制度から老齢(退職)年金が受けられる場合が少なくない。これは、せっかくの国民皆年金体制も名ばかりで、実効を伴わないことになりまして、各年金制度の加入期間を合算し、一定の加入期間があるときは、各年金制度からそれぞれ加入期間に応じた通算老齢年金または通算退職年金を支給することによって老後の所得保障をすることとしてゐます。これが通算年金制度です。

国民年金の支払
期日が変わります

国民年金など年金をうけている人の数は、福祉年金を除き、現在約二百万人います。
これらの年金の支払いの時期はすべて二月・五月・八月および十一月となつており、この支払いは郵便局や銀行で支払れてゐます。ところで、これらの年金の支払事務をすべて同じ月に行なうので、事務が集中します。そこで国民年金の支払時期を昭和四十八年から三月・六月・九月および十二月に(老齢年金)変更することにいたしました。

飲酒運転は
絶対にやめよう

飲酒運転をすると、注意力が散漫となることはもちろん、反射神経が不活発となつたり、スピード感がなくなつたりして、大きな人身事故を招く原因となりやすいのです。運転者は、ハンドルを握る前には絶対に酒を飲まない、酒を飲んだら絶対にハンドルを握らない、という鉄則を守ることはもちろん、同乗者も十分注意して、こうした危険な運転をしないよう、させなければなりません。

(前ページにつづく)

農振法説明会開く

北浦村はすでに、農業振興地域としての指定を知事より受け、昭和四十七年度中に整備計画案の決定の予定で、

関係者の意見を聞き、必要によって修正を行なうなどとして定めることになり、関係者のみなさん、部落座談会では、農業振興地域整備に関する意見を述べていただくようお願いいたします。

現在、基礎調査を完了し、整備計画の作成にかかり、三月上旬より部落座談会を実施する予定です。この座談会により整備計画(農用地利用計画・農業生活期盤の整備開発計画・農地保有の合理化のための権利の取得の円滑化計画・農業近代化施設の整備計画)は、関



農協本所を着工

合併以来懸案であった農協本所が、山田地区本所予定地に1月6日着工しました。着工した建物は、鉄筋コンクリート二階建、延面積578.8平方メートルのスマートな建物で、一階に事務室・営農相談室・金融相談室・二階に研修室・会議室等の部屋があります。なお、請負は3650万円で県経済連が請負いました。完成は7月中旬の予定です。(写真は完成図)

公給領収書は必ず

受けとりましょう

料理店・バー・旅館等の場所を利用して飲食等をした場合は、料理飲食等消費税が課税されます。この税金を納める人は、料理店・バー・旅館等を利用するお客さんです。税率は利用料金の百分の十です。料理店・バー・旅館等の経営者は県にかわってお客さんから税金を徴収しなければならないことになっています。利用料金を支払ったときは、必ず公給領収書を受けとって下さい。



書道展開く

二月二十六日より一週間、北浦書道研究友好会、村・教育委員会・教育部の後援により第四回北浦書道展覧会を村公民館で開催します。

今回は小学校二百四十九点、中学校六十七点、一般二十七点、半紙、半紙百十七点、更筆四十六点出品され、優秀な作品には、村長賞をはじめ各賞が贈られます。

税務署が移転

潮来税務署に

一月二十九日(月)から、麻生税務署が潮来町延方(国道五十一号茨城日産前)に移転、潮来税務署に名称が改められました。○潮来税務署の所在地
潮来町延方三カト前
甲 一三五八番地

○電話

潮来(三九六)二一六九三一

五の日は

税の相談日

三月です。官庁や会社の年度末学校の学年末です。サラリーマンのかたも、家庭をあずかる主婦のかたも、いそがしさはふだんの倍にも感じられましょう。とくに、お子さんのいらっしゃるご家庭では、受験・進学・卒業・就職のことなどで、いざだんと気ぜわしいものです。気候も変わり目に当たり、暖かくなつたと思うと、急に寒さがぶり返してきたりして、とかくからだに変調を起しやすいう季節ですから、健康にはとくに注意しましょう。

一日から一週間、まず南の九州から緑の週間が始まります。本州は四月一日から、北海道では五月一日から……と暖かくなる順に始められますが、各種工事のためにわたたくしちの周囲から緑がうすめられてゆくのが何となくいとおも、一本でも多く残しておきたいものです。

七日は消防記念日です。昭和二十三年のこの日、消防組織法が施行され、それまでの所管だった消防が、この日から自治体消防として独立しました。

十八日から二十四日までの七日間を彼岸といひます。むかしから暑さ寒さも彼岸までといわれましたが、ほんとうにこれから気温も日まじに上がってくるのが目に見えるようです。そしてこの一週間のまん中の二十一日が春分の日(国民の祝日)です。この日を境に日あしが伸び、水もぬるんできます。

季節の話題